

議案第 6 5 号

狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 7 2 条の 5 」を「第 7 2 条の 4 」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 2 年 9 月 1 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

国民健康保険法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。